

大和市基準該当事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第34号

大和市基準該当事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

大和市基準該当事業者の登録等に関する規則（平成12年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年神奈川県条例第41号）」を「大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年大和市条例第 号）」に改め、同条第7号中「（介護予防サービス基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護に要した費用については、施行規則第84条第1号イからハマまでに該当する経費を除く。）」を削る。

第11条の見出し中「及び基準該当介護予防訪問介護事業者」を削り、同条中「又は第7条に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護の事業を行う者として登録を受けようとする者」を削る。

第13条の見出し中「及び基準該当介護予防通所介護事業者」を削り、同条中「又は第7条に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護の事業を行う者」を削る。

第18条第1項第1号中「又は介護予防訪問介護」を削り、「第9条第1号」を「第11条第1号」に改め、同項第2号中「第10条第1号」を「第12条第1号」に改め、同項第3号中「又は介護予防通所介護」を削り、「第11条第1号」を「第13条第1号」に改め、同項第4号中「第12条第1号」を「第14条第1号」に改め、同項第5号中「第13条第1号」を「第15条第1号」に改め、同項第6号中「第14条第1号」を「第16条第1号」に改め、同項第7号中「第17条第1号」を「前条第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。